

令和元年12月10日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝						
副	町	長	庄	田	義	則				
教	育	長	間	嶋	正	剛				
参		与	新	田	辰	巳				
総	務	課	長	浜	村	大				
富	来	支	所	長	本	吉	茂	樹		
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄	
情	報	推	進	課	長	門	口	和	彦	
税	務	課	長	岡	部				亮	
住	民	課	長	西					清	孝
健	康	福	祉	課	長	高	野			正
環	境	安	全	課	長	宮	下			隆

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	関田 勝行
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	北 富美夫
学校教育課長	山口 勝好
生涯学習課課長	平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局参事	前田 稔
議会事務局主幹	坂上大輔

(議事日程)

日程第1 町長提出 議案第71号ないし第84号及び第86号ないし、第91号並びに町政一般(質疑、質問)

日程第2 町長提出 議案第71号ないし第84号及び第86号ないし第91号(委員会付託)

(開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 町長提出 議案第71号ないし第84号及び第86号ないし第91号に町政一般(質疑、質問)

寺井強議長 次に、町長から提出のありました議案第71号ないし第84号及び第86号ないし第91号に対する質疑、並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許します。

3番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

3番福田晃悦です。雪が気になる季節となってきましたが、この冬は暖冬傾向にあるため、天気予報でも12月22日まで、雪はありません。来週でも最高気温が、16度となっている曜日があり、ころ柿を作る生産者の方は干した柿がかびると困っておられました。私としては、暖冬は願ったりですが、温かすぎるのもいろいろな弊害があるのだなあと感じました。

また、あまり冬らしくない弊害と申しますか、師走に入っても年末らしさを感じられないせいか、雪づりや年賀状が手につかない人もおられるそうです。

さて、本日も子育て支援や防災の観点から3点の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、最初の質問です。子どもインフルエンザ予防接種事業の拡充についてです。石川県は今年4日、インフルエンザ注意報を発令しました。今季は流行期入りは9月中旬と平年より約3か月早かったため、注意報も昨年より5週間前倒しとなり、調査を始めた1999年以降で最も早い発令となりました。県は、今後大きな流行が発生する可能性があるとして予防接種や手洗い、マスクの着用などによる感染予防の徹底を呼び掛けております。

今年の第48週である11月25日から12月1日の間、県内48か所の定点医療機関を受診した患者数は計505名。定点機関1か所当たりの患者数が10.52人と注意報基準の10人を上回りました。

保健所別に1定点機関当たりの患者数をみると、能登中部が16.14人、能登北部が14.80人となり、能登地域で特に感染が広がっており、石川中央は10.60人、金沢市は9.13人、南加賀は6.60人でした。

ウイルスは2009年に新型として猛威を振るい、その後、季節性に定着したA型の一つ新型インフルエンザAが多く、1定点当たりの患者数が30人を超えると警報が発令されます。

県は今年4日、津幡町井上小でインフルエンザとみられる集団風邪が発生したと発表し、3、5、6年の計69人が発熱などの症状を訴え、5日までの学年閉鎖となりました。本町でも、町立志賀小学校では1年生、6年生の2学年が患者数が67人に上ったため、12月3日・4日と学年閉鎖となりました。

また、県内で今月4日までの集団風邪発生状況は34施設合計609人で、昨年同期の4施設59人の10倍を超えるペースで推移しています。国立感染症研究所の最新の流行マップによると、本年初第48週である、11月25日から12月1日の患者報告数は全国で前週より多い1万2千人以上増加し、2万7千393人であり、定点あたりの報告数は5.52人で、都道府県別で、先ほどもこれは述べた数字ですが、石川県は上位から3番目と以前高い数値を示しています。

インフルエンザは例年、1月末から2月上旬にかけて流行のピークを迎えますが、今年は12月中に急増する可能性がある為、都道府県が発令するインフルエンザ警報が出る前に、ワクチンの予防接種が推奨されており、流行期に入ると、人混みの中で感染する機会が格段に増えるため、その対策として、先ほどにも述べたマスクや手洗い、うがいの予防に努め、家族ぐるみの自衛する必要があります。

厚生労働省の調査でワクチンを接種した人のインフルエンザ発病率は12%、接種しなかった人の発病率は30パーセントでした。接種しても発病する可能性があり、過信は禁物ですが、それでもワクチンを接種しておけば、インフルエンザの重症化を抑え、肺炎などの合併症を防ぐ効果があるとされています。

インフルエンザの症状は、のどの痛みや発熱といった症状のため、風邪との区別が難しく、見落とされがちですが、普通の風邪とは全く別物で、ウイルスを病原とする感染症であり、A型、B型など種類の違い、罹患経験の有無、ワクチンの接種状況、日々の体調によっても症状は大きく異なります。

特に子どもや高齢者、慢性疾患者は症状が重くなりやすく、医療機関を受診し、感染が確認された場合は、出勤したり、登校したりせずに家で安静にして職場や学校での流行を防がねばならず、学校保健安全法では、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで、幼稚園児の場合は、発症後5日、解熱後3日を出席停止とする期間としております。

ちなみに私は、11月上旬に子どもと予防接種は完了しておりますが、その際疑問に思った観点から質問させていただきます。

本町でも現在取り組んでおりますインフルエンザ予防接種費用の助成についてですが、対象者は志賀町民で、接種当日に満1歳から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある方となっております。しかし、現在、医療機関では生後6か月からワクチン接種が可能であり、世界保健機構WHOがワクチン接種を奨

励する人口にも、生後6か月以上から5歳未満の児童とされており、羽咋市、中能登町、七尾市などの周辺自治体でも生後6か月からの費用助成が通例となっております。

もし、町内幼保施設では生後6か月から1歳未満の児童が、同じ施設内でインフルエンザが蔓延した場合、助成を受けられないことが原因で予防接種をせずに感染し重篤な事態を招く可能性もあります。生後間もない体力の小さい赤ちゃんがインフルエンザの脅威にさらされている状況はさけるべきであります。

本町においても、助成枠を生後6か月からとするべきと考えますが町長のお考えをお聞かせください。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 福田議員の子どもインフルエンザ予防接種助成事業の拡充についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、子育て世帯の負担軽減を図り、子どものインフルエンザの発症及び重症化を予防するため、インフルエンザワクチンの接種を受ける満1歳から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある子どもの保護者に対し、予防接種に要する費用の一部助成事業を行っております。

インフルエンザ予防接種については、平成23年から、接種対象者が生後6か月からの乳児にも推奨されるとともに、接種量の変更もあり、WHOや日本小児科学会でも接種を奨励してきたところであります。

しかしながら、本町では、6か月から1歳未満児については、BCGなど、法に基づく定期接種が13回もあり、接種間隔に注意が必要なことや、インフルエンザワクチンを接種することにより、アレルギー症状を引き起こすことが稀にあり、離乳食が始まって間もない時期の接種に関しては、十分な配慮が必要であることから、これまで、助成対象を満1歳からとしてきたところであります。

こうした状況の中、県内の5市町では、既に6か月からの乳児を対象として、問題なく実施されていることなどを踏まえ、接種にあたっては、他の予防接種との間隔や副作用等について、主治医とよく相談するよう保護者に注意喚起することとして、本町におきましても、来年度から助成対象年齢を生後6か月からに拡充していきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

こちらのお願いどおりといたしますか、6か月まで拡充していただいております。ご答弁のとおり主治医の方も他の予防接種の状況と考えながら打って下さいと私も受診させていただきました。

小泉町長もインフルエンザにかかったことはないと聞いたのですが、町政を支える10年間を経過しましたので、ぜひインフルエンザを打ってウオーキングに加えてインフルエンザの予防接種もお勧めしまして、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

次の質問です。災害廃棄物処理計画の策定についてです。

本年、各地で河川が氾濫した台風19号をはじめとする一連の風水害で、水に漬かった家具や畳、家電製品など災害ごみの処理が今、大きな課題となっております。被災地では処理が追い付かず、仮置き場が満杯となり、公園や道端に山積みされたままの地域もあり、処理が滞れば復旧・復興の妨げになるばかりではなく、悪臭や腐敗など衛生面の問題も及ぼします。住民の健康、生活環境に多大な影響を及ぼすだけに迅速な処理が不可欠であります。環境省の予測によると、本年の災害ごみの量は数百万トンに上るとされ、昨年西日本豪雨の約200万トンを上回り、処理の完了には数年かかる見通しとの事です。

災害ごみの処理は原則、市町村の業務ですが、これだけ大規模な災害では限界があり、市町村や県の枠を超えた広域的な対応が欠かせません。

小泉進次郎環境相は視察に訪れた郡山市などで、仮置き場からの搬出を年内に終える意向を示しました。国においては、リーダーシップを発揮し、自治体と調整し広域処理体制の構築を急ぐべきであり、処理先の確保など災害ごみの早期処理に力を尽くすべきであります。

災害ごみは自治体が指定する仮置き場などに一時集積され、分別された後、焼却する処理施設や埋め立てる最終処分場へ運ばれます。

仮置き場は岩手、宮城、福島3県の被災自治体が指定しただけで90か所を超えました。関東や中部地方でも膨大な災害ごみが発生し、満杯となって受け入れを停止した仮置き場も少なくありません。

宮城県丸森町など2市7町のごみ焼却を担う仙南クリーンセンターは、被災ご

みを同施設だけで処理するには3年近くかかるということです。

郡山市では2か所あるごみ焼却場のうち、1か所が水没し稼働停止の状態であります。家庭ごみすら処理しきれず、災害ごみの焼却が滞っており、こうした状況に、山形県は郡山市の家庭ごみなどを県内の処理施設5か所で受け入れる方針を示しました。福島県の近隣である新潟県も福島県の災害ごみに関し、受け入れ可能と表明しました。

このほか、県境を越えてむつ市が最終処分場で災害ごみを、相馬市が丸森町の流木を受け入れ、仙台市は6日、丸森町の災害ごみの受け入れを開始しました。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、自治体に対し、災害時に想定されるごみの量や仮置き場の候補地などを定める災害廃棄物処理計画の策定を求めておりますが、しかし、自治体は人員不足などから未策定が多く、郡山市や丸森町も計画を作ってはおりませんでした。

災害が発生する今、平時に災害ごみの対策を講じておく必要があり、自治体間で受け入れ協定を結んでおくことも重要と考えますが、今後の災害廃棄物処理計画策定への取り組みと広域圏での災害ゴミの協定締結について計画があればお聞かせください。

寺井強議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 はい、議長。

福田議員の災害廃棄物処理計画の策定計画についてのご質問にお答えいたします。

災害廃棄物処理計画は、近年頻発する自然災害に備え、大規模な災害により発生した廃棄物の処理を迅速かつ円滑に実施し、速やかな復旧、復興を進めるため、地域防災計画等と整合性を図りながら、策定するものであります。

計画では、想定される災害の種別ごとに、がれきなどの災害廃棄物の発生量を推計し、仮置場の候補地をはじめ、廃棄物の種類ごとの処理方法や運搬方法など、広域的な処理や処分などについて、整理していくこととなります。

県内において、災害廃棄物処理計画を策定している市町は、金沢市、小松市、野々市市のみであります。本町においては、現在、策定に向けた作業を進めており、来年度中に計画を策定する予定です。

自治体間での一般廃棄物の受入協定については、町単独で処理施設を有してい

ないことから、対応は困難であり、協定の締結は難しいと考えております。

なお、羽咋郡市広域圏においては、処理施設を有しており、他自治体との協定締結の可能性が生じた場合には、協議がなされるものと聞いております。

また、大規模な災害による廃棄物処理は、都道府県を超えた広域的な取り組みが必要であるとともに、民間の廃棄物処理業者等の協力が重要であることから、本町におきましても、今後、事業者等と支援協定の締結について、検討していきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

宮下課長からの来年度に策定予定ということで、一日も早い策定、来年度と言わず、来年度の早い時期を目指して、策定を作っていただきたいなと思います。

最後の質問です。

旧土田小学校の校舎の利活用についてです。旧土田小学校においては、これまで一階部は原子力災害時の避難施設として大規模改修がなされ、現在は、前面駐車場も大規模拡幅工事が進捗しております。平成28年4月に志賀地域の7つの小学校が新たに志賀小学校として開校しました。同時に6つの小学校が空き校舎となり、耐震の関係上、旧土田小学校以外の5つの校舎が将来、取り壊すと聞いておりますが、5つの校舎には其々の歴史があり、取り壊しと同時に処分できない寄贈品や、貴重な品物があると聞いております。

つきましては、旧土田小の2階・3階の空き部屋、空きクラスを利用して、取り壊しとなる各学校の品々の展示スペースを設けることで、町内中心部以外の賑わい創出になるのではないかと思います。

また、本年、9月議会の一般質問でも堂下議員の埋蔵文化財に関する質問で、空き施設を利用して、一括管理できる保管場所を検討すると教育長からご答弁がありました。この旧土田小学校校舎を文化財などの恒久的な展示場としての利活用を検討してはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

福田議員の旧土田小学校校舎の利活用についてのご質問にお答えいたします。

旧土田小学校は、現在、1階は放射線防護対策施設として利用され、2階、3階部分は、ご指摘のとおり、空きスペースとなっております。

旧小学校の物品等については、廃校時に払い下げを行っておりますが、各学校の活躍の証であるトロフィーや寄贈品、また、埋蔵文化財などは、そのまま各学校で保管しております。

今後、旧小学校を取り壊す際には、これらの貴重な品々の扱いについて、まず、地元との協議が必要と思っておりますが、旧土田小学校は耐震化されており、空き教室も充分あるため、一括保管が可能な施設と考えております。

また、同様に、埋蔵文化財の保管先としても適切な施設と考えておりますが、埋蔵文化財の恒久的な展示場の設置は、施設の管理運営面を考慮いたしますと難しいと考えております。

これら貴重な品々や埋蔵文化財につきましては、9月の定例会で答弁したとおり、今後も文化ホール展示室等を活用いたしまして、広く公開していきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 議長。

教育長ご答弁ありがとうございました。おっしゃるとおりこれは、ちょっと払い下げできないものだと実際、閉校する払下げの場でもそういったものはかなりあったなあと思いますし、閉校してかつ3年以上経ちますけども地元の方で学校の活用法を模索しておりながらやはり2階、3階のところは利用の頻度はほとんどない状況となっておりますので、ぜひ取り壊しが発生した時には活用していただいて、部屋をまた賑わいのあるトロフィー等で飾っていただけるような環境にしていだけたらと思います。

以上で、私の質問を終わります。

寺井強議長 13番 林一夫君。

林一夫議員 議長。

今回、主に3点について質問をいたします。

質問に先立って、少しお願いを申し上げます。

質問の当事者である議員及び答弁者は、当然、事前の調査・確認を行い、一定程度の知識を以って発言を行う訳ですが、この一般質問の場面は委員会審査と違いテレビ中継される等、主たる対象者は一般町民各位であろうと思います。

従って、論点を分かりやすく説明しながらの議論が必要であろうと思います。今回は、一問一答方式による質問といたしますが、現在、議会で取り組んでいる開かれた議会を目指す取り組みの中の議会改革の一項目でもあります。

本日は、私も分かりやすく丁寧な説明にも心がけながら進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問は、先月末に志賀地区、富来地区に分けて開催されたタウンミーティングについてであります。

その際の議題としては、台風や集中豪雨時における避難行動等について、また、町の災害対応業務風水害とするものであります。

昨今の地球規模での異常気象、そして、それに起因する大規模災害は、世界各地に及ぶものになっています。我が国でも、人的被害や社会資本の喪失においても、過去には経験がないであろうほどの深刻で甚大なものとなっています。

先頃、ドイツの環境NGO団体が日本を世界で最も深刻な自然災害国として位置付けたことは、みなさんをご存知のことと思います。

相次ぐ大規模災害に対して、政府でも本来景気刺激策とされる経済対策の中にも改良復旧の促進、河川改修、雨水の地下貯留、代替道路の整備、電線の地中化など、災害関連施策を盛り込んでいます。

また、11月29日の北陸中日新聞朝刊にも1ページを割いて石川県土木部河川課発表の米町川水系における洪水浸水想定区域図が大きく掲載されたところでもあり、町民の多くの方々がこれら自然災害について、大きな関心と不安感を持っておられることと思います。

今回のタウンミーティング開催は、その様な状況の中での対応であり、時宜にかなったものとして高く評価したいと思います。

開催日は、日を替えてのものであり、志賀地区、富来地区それぞれに夜間にも関わらず、多くの参加者でありました。

私も両地区の会議に参加をし、それぞれの状況を見させていただきました。

このミーティング開催に当たり、出席を呼びかけた対象団体名として、区長、

公民館長、主事、民生児童委員、青年団・老人会・婦人会・小中学校PTA、消防団、自主防災組織・防災士会などの各種団体代表者が挙げられていました。

大変に多くの団体への呼びかけであった様ですが、その数に比べれば、参加者が少ないのではないかと感じたのは私だけではないと思います。町民の多くが自分達が関連する団体の代表者や代理者の出席が、このタウンミーティングに参加し、後日、何らかの情報を提供してもらえるものと期待をしていたことと思います。

そこで質問をいたします。今回のタウンミーティング開催に当たり、出席予定者に対して町からの出席要請はどのように、どの程度の強さで行われたのか。また、出席者数、出席率だけではなく、その顔ぶれ等を含めて出欠結果をどう評価するのかをお尋ねいたします。

次に、志賀・富来両地区においても熱心な意見や確認がありましたが、日頃から地域住民の安全や安心を案じておられる方ほど多くの具体的で建設的な発言をされていたのであらうと感じたところであります。

今回一回だけの会合では、とても意見集約はできず、また、地域ごとでの具体的な事情も考慮した対応策も必要となるはずですので、引き続いての取り組みの継続が求められると考えます。

町執行部におかれましては、将来像として魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまちを標榜するのであれば、今日的なテーマとしては災害に強い町づくりを通して、安全・安心をアピールすることは大きな町の魅力付けにならうかと思えます。

町民の多くは、各地での被災状況やマスコミ報道等などを通して、自助・共助の意識は以前よりも高まっているものと思われます。

後の関心時は、公助としてこれらの自然災害に対して町がどこまで町民と一体となって支援の手を差し伸べてくれるのかへの期待であります。

タウンミーティングに参加できなかった大多数の町民も注目されていると思います。

そこで質問です。

今後の志賀町の安全・安心への取り組み姿勢と具体的な防災・減災計画、それに係わるスケジュールをお示してください。また、この防災・減災を考える場合、

地域ごとの特性がありますので、細かな範囲での具体的な取り組みが欠かせません。

それらを推進するためには、区単位や旧小学校区単位での取り組み、また、行政側からも推奨している地域特性を考慮した自主防災組織の結成が必須であろうと考えます。

タウンミーティングによれば、志賀町では、いわゆる自治会である区が136箇所であり、うち、自主防災組織が結成されているのが、38団体、率では28パーセントとの事であります。

現在、旧小学校校下単位では、1か所も結成されていない校下もあります。早急な対応が求められていると思います。

そこで質問です。今後、自主防災組織が結成されていない区に対して、町はどのように対応・指導していくのか。また、財源手当てはどのように行っていくのかについて質問をいたします。

以上1点目の質問です。よろしくお願いいたします。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 はい、議長。

林議員の志賀町の減災・防災対策についてのご質問にお答えいたします。

私は、町長に就任以来、住民の安全、安心を確保していくことを、行政運営の重要な柱の一つとして、各種の施策に取り組んでまいりました。

しかし、近年、全国各地で発生する大規模災害を教訓として、被害を最小限に抑えるためには、行政の取り組みだけでは限界があり、公的な支援である公助とともに、住民自ら意識を持って行動する自助、地域が支え合う共助が連携することが必要であり、このことが、多くの住民の生命を守ることに繋がると考えております。

タウンミーティングでは、こうした災害時における、自助、共助、公助の連携の必要性とともに、災害時の避難行動等について説明をさせていただいたところであります。

開催にあたり、参加案内をしたのは、先ほど林議員の説明にもありました通り、町内の全区長、公民館長・主事、民生児童委員をはじめ、青年団、老人会、婦人会、小中学校PTAの役員並びに 消防団、自主防災組織及び防災士会の役員な

どに案内状のお願いを出していただいたところであり、志賀地域では155名に案内し、うち93名が出席、富来地域では113名に案内し、うち70名の出席があり、合わせて163名で、出席率は両地域とも、約60パーセントでありました。

午後7時という時間帯であったにも関わらず、地域や各種団体において、リーダー的な役割を担う多くの方に参加していただいたと考えております。

今回、このような災害時における住民の避難行動等をテーマとしたタウンミーティングは、初めての開催であり、一度の説明で、参加者全員の理解を得ることは難しいと考えておりますが、災害時における住民や地域の取り組みについて、それぞれが考えて行動していただく、第一歩になったのではないかと思います。

また、意見交換会では、災害時における情報の取得方法や地域と行政が連携した防災訓練の実施など、多くの貴重なご意見をいただきましたので、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

さらに、今後も、このような説明会や研修会等を積み重ね、自助、共助、公助が連携することにより、防災、減災の効果が発揮されることを広く周知し、住民の防災意識の向上に努めていきたいと考えております。

また、集落等の身近な避難場所についてであります。今回、タウンミーティングでは、町が避難所として開設する西山台志賀消防署横の地域交流センターと富来活性化センターのほか、各区や公民館等が地域の状況に応じて、管理している集会所や公民館を地区避難所として、自らが開設できることを説明させていただきました。

各避難所における物資の備蓄については、町では、飲料水や食料の消費期限があり、管理面での問題があることや、災害の状況に応じた物資を、迅速かつ集中的に配送することが可能となる理由から、町の防災資機材倉庫で一元管理をしております。

また、地区避難所では、豪雨など、短期間の災害等を回避するために開設していただくことを考えており、避難に必要となる、飲料水や食料の1日分程度は、避難者自身が持参することをお願いしていることから、物資の備蓄は考えておりません。

次に、自主防災組織の結成の支援等についてであります。町では、自主防災組織の設立を検討している地区等に対し、設立に必要な書類や設立後の運営、訓

練方法など、事例紹介を含め、常時相談に応じており、既に、タウンミーティング終了後、まだ組織が結成されていない地区から、設立に向けた相談をいただいております。

また、組織への財政的な支援につきましては、設立後、組織主導で行う毎年の防災訓練の実施を条件に、発電機、拡声器、組立式リヤカーなどの防災資機材の配備に対し、助成しております。

町としては、自助とともに、地域における共助の観点から、今後、自主防災組織の活動がますます重要となってくると考えており、引き続き、防災組織の設立、防災訓練実施の支援、協力を行っていきたくと考えております。

このほか、町では、大規模災害に備えた防災、減災に向けた総合的な計画として、志賀町国土強靱化計画を来年度中に策定する予定であり、今定例会の補正予算において、債務負担行為の追加をお願いしているところであります。

この計画に基づき、地域が直面する大規模自然災害リスク等を踏まえた各種施策を、防災、減災事業に絡めて推進していくことで、町の強靱化を図り、ハード、ソフトの両面から、住民の安全・安心を確保した地域づくりを推進していきます。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 林一夫君。

林一夫議員 はい、議長。

事前通告の段階では、紙面の関係もありまして書ききれなかった部分も多かったと思いますけども、それらを含めた中で詳細な説明をいただきまして、ありがとうございます。

昨日、石川県の町会、区長会の代表の皆さんが谷本県知事に対して、要望活動を行ったというニュースもございましたが、その中でも、第一番目の項目として、防災、減災に関するものが要望されたという報道もございました。このように国民の大きな関心事でもありますので、近隣自治体においても、今後、競い合って整備が進められるテーマであろうかというふうに思います。

現在、議会でも災害時における議会議員の活動指針を策定し、有事における行動への備えを実施しようとしているところでもあります。

関係の皆様とともに今後ともに努力を重ねていくことをお知らせして次の質問に入ります。

2番目の質問は、多面的機能支払交付金制度に関するものであります。

町民の多くの皆さんには、どのような制度なのか分からない方も多いものと思われるので、若干説明をいたします。

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的な機能を有しています。しかしながら、近年、農村地域の過疎化、高齢化、混住化などの進行に伴い、集落機能が低下し、地域での共同作業にも支障が生じるようになっていきます。また、同時に地域コミュニティの維持にも影響するようになっていきます。

国では、このような状況を解消する為の一助として、平成26年度から従前の制度を引き継ぐ形で、この多面的機能支払交付金制度を全国的に奨励しています。

財源としては、事業費全体の2分の1を国で4分の1を県で、残りの4分の1を町で負担することとなっています。

志賀町では、この制度を活用し、主に農村地域において、地域内各所の草刈りや用水路やため池の保全管理等を行っており、最近では、有害鳥獣対策にも活用される等、農村部における本来の環境の維持、保全、継承には大変に有効な制度であります。

志賀町内では、主に区を単位とする活動団体が多く、現在、65組織が取り組み団体と示されています。この制度が開始される以前においては、多くの作業が、各区においての共同作業として、無報酬に近い形で行われていたものと思われます。そのことを考えれば、農村地域においては、区の活動を財政面からも支援する制度であり、大変ありがたい制度と捉えられています。

しかしながら、この様に有利性の多い活動ではありますが、人口減少、過疎化、少子高齢化の更なる進行により、組織運営上の問題点も顕在化し、順調な運営とは言えない団体もあるのではないかと考えられます。

活動を熱心に忠実に行っている団体が多い一方、決して良好な活動状況とは思えない団体もあるのではないかと推察されます。団体活動の主なもの、草刈りではありますが地域内の各所で、背丈ほどまでも伸びた雑草が見受けられる地区もあります。

そこで質問をいたします。

町及び担当課としては、この多面的機能支払交付金制度を活用している団体の

現状の運営、活動実態をどこまで確認し、どの様に評価し、また、指導しているのかをお尋ねいたします。

活動資金の逼迫により計画した事業を中止して年度内の以後の活動を取りやめることがあってはなりません。悪しき事例が横行することになれば、制度維持の根幹にも関わることとなります。本来この制度は、各区の事業を支援するものがあります。保全活動の主体は区であります。

また、今日の状況から考えれば、有害鳥獣対策も含めて、年度途中での事業内容が大きく変動する可能性もあります。

活動資金の面から事業内容を考えるのではなく、事業内容に応じた資金手当てを行わなければならない状況となっています。

従って、行政側でも1年間の活動経費を毎年一定額と決めるのではなく、事業の年度計画や運営実態に応じて一活動期間の5年間で総枠予算の範囲内で、それぞれの年間予算を設定することを検討すべきであろうと思います。また、本来区の事業であった一面もありますので、例えば、区の会計からの一時借入を認めるなど、資金運用に柔軟性を持たせるべきであろうと考えますがいかがでしょうか。より活動が行いやすく、効果も大きいものと思われま。県や国などの上部組織との調整を含めて、検討していただきたいと思ひます。

そこで質問をいたします。

行政サイドとしては、それぞれの活動団体における活動内容とそれに係わる資金運用の実態の把握ができているのか、また、交付金の年度をまたいでの運用を可能とすることやそれぞれの区からの一部借入等を認めるなど、弾力性を持たせてはどうか。ということについて質問いたします。

今後においても、農村地域における多くの課題は引き続いていきます。若い年代層の活動団体への加入促進や事務担当者の負担軽減も大きな課題となっています。

また、現状、各団体の裁量に任されている労務単価や機器類借上げ費、その他の経費においても統一した基準を設けるべきであろうと考えます。

今後も引き続いて、事業の継続、発展を図るため、いろいろな改善、工夫を重ねながら、この制度を守っていかなければなりません。

そこで、質問します。

この多面的機能支払交付金制度の維持発展のために、町は今後どのような対策を行っていくのか。当面の具体的な項目として、各活動団体でそれぞれに決められている労務単価や機械借り上げ費等の各経費の統一、研修会や情報交換の場の設定、行政からの機器類の貸与、さらには、活動団体全てを対象とする事務の一元化などが考えられますが、その他を含めて行政サイドの考えをお示してください。

以上、2番目の質問といたします。

寺井強議長 大谷農林水産課長。

大谷清樹農林水産課長 はい、議長。

林議員の多面的機能支払交付金制度についてのご質問にお答えいたします。

多面的機能支払交付金制度は、農業・農村が有する国土保全、水源の涵養、自然環境の保全といった多面的機能を維持・発揮することができるよう、地域における共同作業を支援し、農地、水路、農道等、地域資源の適切な保全管理を推進するとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しすることを目的として、平成26年に創設されたものです。

本町では、今年度、65組織がこの制度を活用していますが、その活動状況を見ると、町内各地域で農地や農道の草刈りのほか、水路の泥上げ等の作業に、地域を挙げて共同で取り組んでいる状況が見受けられ、また、活動している組織からは、共同作業に参加される方が増えたとの声もいただいております。

このようなことから、本制度を活用している団体の地域において、制度が概ね適切に運用され、良好な農業、農村環境の保全につながっており、一定の評価ができるのではないかと考えております。

組織毎の活動内容の検証については、町では、65組織すべてにおいて、中間的指導を行っており、一部では、県とともに行っております。

また、活動実績報告書の作業日報や伝票、活動状況写真等により実態把握を行い、その中で必要な指導等も行っております。

続いて、交付金の運用についてであります。この制度は、あくまでも、国において制度設計されているものであり、年度内の事業実施が原則であり、また、一時借入れや、国の制度を逸脱するような運用については、交付金の返還が生じることも考えられます。

町といたしましても、農業・農村の保全に有効なこの制度をさらに多くの地域で実施していただくため、一層の周知に努めていきます。

なお、労働単価等については、地域ごとの慣習等もあり、現在も使い勝手が良いと評判の制度に、町が統一単価を設定することは、逆に運用面で支障が生じる可能性も考えられます。

また、この制度の事務作業については、作業日報や写真・支払等の事務は、当然、各組織で行っていただく必要があります、農協や土地改良区などに委託することも可能となっていますが、委託経費も掛かることから、できる限り各地域で行っていただきたいと思えます。

この制度については、多方面から好評価を受けており、これからも、より多くの地域で農業・農村環境の保全や地域住民のコミュニティの維持・形成等に、有効に活用していただきたいと考えております。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

林一夫議員 議長。

寺井強議長 林一夫君。

ご答弁いただきましてありがとうございます。

気づいたことお話しさせていただきます。

行政でも指導を積極的に行われているということで、安心いたしました。

ただ、各団体ごとの判断に任せられている部分が大きいという話でございましたけれども、周辺の団体の活動状況を見ながら、一部かもしれませんけれども不統一であっていいのか、というような意見があるのも現状でございますので、そこらあたり、今後、また役場の方でも関心を持って見といていただければというふうに思いますし、それから草刈り作業等の結果についてもその仕上がり具合といたしましうか、そういうところにおいても差があるように私にも見えますので、そこらあたりも含めて、今後ともご指導のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

ちょっと余計なことを言うかもしれませんが、私もこの制度について多少なりとも関心を持ちながら、各所見とるわけですが、きれいに整備されている地区として、笹波地区、棚田がきれいなあそこですね。とか、町地区、それから尊保地区、それから二所宮地区、ここらあたりがきれいに実施されてい

るかなあと思っているところでもあります。

もちろん、私の知らないところで一生懸命活動されている所もあると思いますけども、参考までにお知らせをしておきます。

いずれにしてもですね志賀町全ての活動団体が足並みを揃えて、効率的な運営を行って、近隣の自治体からも、モデルケースとして推奨されるような取り組みとなれば素晴らしいと思いますので、今後とも担当課におかれましてはよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、3番目の質問を行います。

令和2年度の予算編成についてであります。

次年度の予算に関する作業が精力的に行われているものと思います。

財政の硬直化が進む状況の中での予算策定には、大きな苦労が伴うものであらうと推察いたします。ねぎらいを申し上げます。

私は、毎年度の志賀町予算に関して注目しているのは、自主財源比率とその元となる町税収入額であります。自主財源とは、志賀町が独自に稼ぎだすことができる財源のことではありますが、注目する理由は、町の現状の稼げる能力を表している指標であるからです。これは、歳入全体に対する割合でありますので、その他は依存財源となり、国からの交付金や県の支出金、そして町の借金ということになります。過去数年間で自主財源比率を調べてみますと、6年程前の平成25年度においては、56.4パーセントでありました。以後、下がり続け平成28年度には、多少の上昇となりましたが、その他の年度では、低下の一途となっております。

本年度、平成31年度当初予算では、44.1パーセントであります。この6年間で率ではマイナス12.3パーセントと大きく低下しています。

また、町の町税収入額では、平成25年度が約55億4,100万であり、平成31年度が44億6,500万円でありますので、6年間で、その差額は10億7,600万円の減少となります。この金額は、志賀原子力発電所に係る固定資産税の減少額、9億8,200万円と一般的な税収項目の人口減少によるものを合計したものでなかろうかと推察いたします。

また、本年10月からの消費税増税や中国経済の減速等により、雇用情勢も悪化の傾向となっているようです。製造業の不調、志賀原子力発電所の作業員の減少

など地元の地域経済にも暗い影が落ちてきており、町税全体にも影響が現れてくるものと思われます。こんな状況ではありますが、将来に向けての布石は、間断なく進める必要があります。また、経常経費も大きく変えられるものでもなく、形状比率はさらに悪化し、財政は窮屈なものとなることが危惧されます。

入るを量りて、出を制するは財政運営における要諦であります。まず歳入の見込みを確認することが必要であろうと思います。

そこで質問いたします。

次年度の予算編成にあたり、将来に繋がっていく、重点的に取り組む施策には何があるのか。継続分も含めて示していただきたいと思います。

また、町の将来像にも大きく関わってくるであろう、志賀原子力発電所からの固定資産税は更に低下することが予測されますが、その見込額と減収分の補填策を示していただきたいと思います。

また、景気下降の影響により、減収分をどの程度と見込んでいるのかもお示しください。

以上、3番目の質問といたします。

寺井強議長 山下企画財政課長。

山下企画財政課長 はい、議長。

林議員の令和2年度志賀町予算の編成方針についてのご質問にお答えいたします。

今後の財政状況の見通しについてですが、歳入では、志賀原発にかかる固定資産税をはじめとした町税が年々減少しており、地方交付税などを含めた一般財源総額は、年々確実に減少することが見込まれております。

一方、歳出では、社会保障費が引き続き高い水準で推移しており、今後は、老朽化が進む公共施設の統廃合、インフラの長寿命化対策に多額の財源が必要であることに加え、経常経費においても、会計年度任用職員制度導入に伴う人件費の増加、さらには、羽咋郡市広域圏で計画中の斎場建設や新ごみ処理施設の建設事業等に多額の負担金が生じることなどから、本町の財政状況は、これまで以上に厳しい状況が続くものと認識しております。

このような中で、来年度の予算編成にあたっては、財源の確保に最大限努力する一方で、すべての事務事業について、行政評価を実施するとともに、スクラッ

プアンドビルドの徹底を図りながら、作業を進めているところであります。

なお、重点的に取り組む施策につきましては、現在、作業中であり、現段階での答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、来年度の税収のうち、志賀原子力発電所に係る大規模償却資産税分の見込みについてであります。前年度より約9千万円減の15億5千万円程度としており、固定資産税全体では、約1億3千万円減の31億5千万円程度を見込んでおります。

税収減少の補填には、一般的には、普通交付税において、税収が減少すれば、基準財政収入額と基準財政需要額との差額が大きくなり、普通交付税が増額となりますが、結果的には、自主財源比率は年々減少するものと想定されております。

このことから、今後も厳しい財政状況が続くことを全職員が認識するとともに、事業実施にあたっては、常にコスト意識を強く持ちながら、経費の削減を図っていく必要があると考えております。

次に、来年度の税収全体の見込みについてであります。先に述べました固定資産税や個人町民税での納税義務者の減少をはじめ、法人町民税の税率改正等による減収を勘案し、前年度より約1億4千万円減の43億円程度を見込んでおり、今後の予算編成においては、町税の減収を見据え、全ての歳出について総点検し、財政健全化に努めていきたいと考えております。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

(質問終了予定時間のお知らせするベルが鳴る)

寺井強議長 林一夫君。

林一夫議員 議長。

数字をあげながらの説明をいただきまして、ありがとうございました。

引き続き努力をしていただきたいと思います。

小泉町長は日頃、能登ナンバーワンの町づくりと言われております。私にはどの点においてなのかよく理解できていないのですが、全ての点についてということで推察をして、色々困難な状況もあるかと思っておりますけれども、志賀町がワンチームとなって前進できますように祈念をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

寺井強議長 5番 南正紀君。

南正紀議員 議長。

5番南正紀です。

今回は委員会視察を通じて感じた当町の問題点等3点について質問をさせていただきます。

最初に、先ほどの林議員の質問とも重なる部分もございますが、地域における防災訓練についてお聞きをいたします。

先般、小泉町長にもご動向をいただき、原子力発電所対策特別委員会の視察で宮城県を訪問してまいりました。石巻市におきましては防災・減災についての取り組みについての視察でありました。

市では、基本方針を、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する減災の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えること。

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあり、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる。

その実施にあたっては、行政、防災関係機関、市民、事業所、自主防災組織および町内会や自治会などのさまざまな主体の役割分担を明確にし、一体となって取り組むこととする。の3点とし、綿密に計画を立案しております。

しかしながら、震災による直接死、関連死、行方不明者を合わせ4千人に迫る甚大な人的被害を受け、地震により1メートルの地盤沈下が発生し、海拔0メートル以下となった中心部は、頻繁に内水による浸水に見舞われるといった、震災の影響を今に引きずっているかのような被災地でありながら、いざ、避難訓練を実施した際の参加者が、驚くほど少ないとの説明には衝撃を受けました。いくら立派な防災計画を作ったとしても、住民の防災意識が低くでは大きな効果が得られません。

自然災害に対する防災、減災についての住民の意識が高まる中、それらをテーマとした先のタウンミーティングでは様々な意見や提案が出されました。中でも、行政と連携した防災訓練が強く求められたところでもあります。有事の際に訓練の成果は必ず現れるものであり、また訓練を通じ初めて気づく問題点もあります。

過日実施されました堀松区の土砂災害避難訓練におきましても、マイクロバスで集団避難するルートに設定していた道路の一部で、幅員が狭く通行できないことが判明する等、何点かの問題点がありました。訓練の重要性を痛感させられました。

全町にわたる自然災害の被災につきましては想定がしにくいことから、現在、役場主催で年2地区を対象とした訓練の拡充が必要と考えます。各地区における訓練の啓発と、行政としての更なる積極的な施策を求めます。

以上、町長の考えをお聞かせください。

寺井強議長 宮下環境安全課長。

宮下環境安全課長 はい、議長。

南正紀議員の地域における防災訓練についてのご質問にお答えいたします。

近年、大規模な自然災害が全国的に多発しており、被害が広範囲に及び、行政の対応力を超えるような状況となっております。

このため、災害による被害を少なくするには、先の町長の答弁にもありましたが、自助・共助の意識による自分自身や家族、地域が支え合う活動と、公助の連携が非常に重要であります。

このことから、町では、平成27年から、毎年、土砂災害警戒区域に指定されている地区を対象として、住民自らが地域のハザードマップを作成し、地元消防団や町の協力のもと、土砂災害避難訓練を実施しております。

また、ため池の決壊を想定し、ため池ハザードマップを活用した災害予測や異常発見前後の管理体制及び避難情報伝達訓練を、石川県及び地元集落と連携し、これまでに3地区で実施しているところであります。

今回のタウンミーティングでは、議員ご指摘のとおり、行政と連携した防災訓練の要望もありましたので、このような危険区域における地域と町が連携した訓練を充実させていくと共に、それ以外の区域で、これまで防災訓練を開催したことのない地区に対しても、自主的な防災訓練の開催を積極的に促していきたいと考えております。

このことから、町としては、防災訓練開催の相談をいただければ、訓練内容のアドバイスや他地区での取組事例の紹介、炊き出し訓練用の備蓄食料の提供のほか、自主防災組織結成の相談など、できる限りの協力、連携をしていきたいと考

えております。

ただし、訓練に際して、すべて行政が段取りをし、住民の参加を依頼した防災訓練では、自助、共助の意識が乏しく、訓練の効果もあまり期待できないことから、それぞれの地区において、率先して住民が話し合い、住民自ら訓練を企画し、実施に関わっていただくようお願いしていきたくと思っています。

町としては、今後とも、このような取り組みに対する支援のほか、各地区での防災訓練実施への啓発に努め、さらには、まだ自主防災組織を結成していない地区に対して、結成についての検討をお願いしていくなど、より一層の町民の防災意識の向上を図っていきたくと思っています。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

ご答弁ありがとうございました。

確か阪神大震災の際の被災者のうち救出された方についての割合ですけれども、公的機関から救出された方は確か3パーセント程度であったかと思いますが、残りの97パーセントは、自助、共助の救出であったかという風に聞いております。そういう観点からも自主防災組織等の組織が非常に大事なことと考えるので、ご答弁のとおりこれからも積極的にお力添えお願いいたします。

それでは、続いて、将来に向けた当町の構造変換についてお聞きをいたします。

東日本大震災の後、暫くの後、女川町を視察した際は、あたかも震災直後に訪れたとも感じられるほど、町は壊滅状態であり、地盤が沈下した影響で用水路には海水が満ち溢れ、海水魚が泳いでいるような状態でした。死者・行方不明者827人を数え、町の中心部のほとんどを失った、被災度別の分類で最も重大な全滅型に入る被災地であります。その影響もあり人口は激減しました。平成27年国勢調査によりますと、女川町の人口は6千334人であり、震災前の22年からの減少率は全国の市町村の中でワースト2位だったそうであります。1位の福島県楢葉町は東京電力福島第1発電所の事故で一時全町避難した特殊事情があり、女川町が実質的にトップと言ってもよいのではないのでしょうか。震災を通じて町民の3人に1人がいなくなった計算になります。国立社会保障・人口問題研究所が25年に出した将来推計人口によりますと、女川町は2035年で6千400人と目されて

おりました。しかしながら、現在の人口は既にそれを割り込んでいるのであります。

そのような町がどのように復興を進めているのだろう、との不安な考えは現地に到着して一掃されました。町は見事に蘇っていたのです。海の恵みを受け、海とともに生きる決心をした女川の海に巨大な防潮堤はありませんでした。津波からは逃げることで身を守る決断をし、居住地は高台に移転し、浸水想定区域には商業スペースを配置する町づくりがなされていました。

女川町には震災後、総額1千400億円を超える復興交付金が注がれました。震災前の町の年間予算の20年分を超える資金がつけ込まれたのであります。国民が復興増税を受け入れ、手厚い財政措置が取られた結果であります。

しかし、5年間の集中復興期間が終わると、復興予算は縮小されました。そして、最終的には32年度で原則打ち切られるのであります。それ以降、町は基本的に自力再建をしなければなりません。

そのような中、人口減は税収減に直結し、町財政を圧迫します。町も人口が減っている状況で、震災前と同じ水準の税収は見込めないとの危機感を抱いております。蘇った町並みを見ていったん安堵はしたものの、財政規模を超えるほどの町が出来上がったとの感もある女川町の維持管理に対する予算建て等、将来に一抹の不安を感じました。

さて、その折に視察した女川原子力発電所が、事実上再稼働の審査に合格をしました。一方、志賀原子力発電所につきましては、審査に大きな進展は見られず、今後を注視しなければなりません。当町と北陸電力との共存共栄の関係が最重要であることにはいささかの揺るぎもありませんが、細りゆく原子力関係の税収や、いずれ廃炉となる現実を踏まえ、特定の財源に頼らない町づくりが必須であります。廃炉決定の翌年度から10年間交付される廃炉交付金につきましては、その間に原子力発電所に依存しないように体質改善をする猶予期間と位置付けられております。しかしながら、10年間で行財政や、経済構造を転換することには無理があります。体力のある現時点から、長期的視点を以て取り組まなければなりません。

生産年齢人口が減少する中、どのように労働力を確保していくか、地場産業・地元企業をどのように発展させていくか、問題山積であります。女川同様、将来

的に特定の財源からの脱却が必須である当町の将来への展望について町長の考えをお聞かせください。

寺井強議長 山下企画財政課長。

山下企画財政課長 南正紀議員の将来に向けた当町の構造変換についてのご質問にお答えいたします。

人口減少が大きな課題となる中、本町においても、企業誘致の推進や既存企業への支援は、産業の活性化のみならず、若者の移住定住、雇用の確保などに極めて重要な役割を担っております。

このため、今後も引き続き、本町の優位性を広く情報発信し、県とも連携を密にしながら、積極的な企業誘致活動や立地企業の支援を展開していきたいと考えております。

さらに、労働力の確保に向けては、今後も石川労働局との協定に基づき、ハローワークとタイアップしながら、町内外の求職者等には、定期的に企業合同説明会を実施するとともに、就職希望の高校生に対しては、町内の企業見学会や説明会を開催することで、本町への就業機会の提供を図っていききたいと考えております。

議員ご指摘の、本町の将来展望を踏まえた特定の財源に頼らない町づくりについては、これまで、町長が議会答弁などでお答えしてきましたが、将来の子ども達につけを残さないため、そして、原発に頼らない町づくりを推進していくため、さらなる事業の選択と集中を進め、真に必要な事業の実施と新たな行政需要に重点的に対応していきます。

このため、町税の減収などにより、厳しい財政状況が続く中であっても、引き続き、企業誘致による雇用の場の創出や、若者が定住できる環境の整備、教育・子育て環境の充実、地域産業の振興などの取り組みが重要であると認識しており、来年3月までに策定予定の第2期志賀町総合戦略において、地域の特性を加味しながら、問題解決の方向性を示し、町の将来に向けた新たな戦略を取りまとめていきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。

ご答弁ありがとうございました。

1点町長のお考えをお聞かせください。将来的に人口減少伴って限界集落等が増えていくことが想定されるわけですが、そういったところのインフラの管理とか大変なコストがかかると思います。生まれ育った土地を去ることが大変苦しい所もありますが、そうした限界集落の住民の方に対して、例えば移住奨励金等を交付して、町の中心部に移り住んでいただくこととして、コスト削減を図るという、コンパクトシティ構造みたいな考えを町長はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

寺井強議長 小泉町長

小泉町長 議長。

南議員の再質問にお答えします。

今ほどの、過疎化が進んだ地域に対して、移住といいますか町中への移住を奨励する補助金を出せばどうかというお話でありますけども、それがどういう効果を出すかはちょっと分かり知れないこと、はかり知れないところがありますので、そのようなことも他の地域であるのかどうか、調べてみまして検証しながらそのことについても考えさせていただきたいと思います。

寺井強議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

ぜひとも今後のテーマとして研究をお願いしたいと思います。

最後に、公立病院再編についてお聞きいたします。

先般、厚生労働省は全国の公立病院や日赤などの公的病院のうち、診療実績が乏しいなどと判断した424の病院に統廃合を含めた再編の検討を求めることを決め、病院名を公表しました。

全国的に人口当たりの病床数が多く、これが不必要な入院や長期療養を招き、医療費を押し上げているという指摘があります。国の財政が逼迫する中、効率的に医療資源を再配置し、高齢化で膨らむ医療費を抑制することに反対することはありませんが、問題はその進め方にあると考えます。今回の厚生労働省の判断は、がんや救急など9項目の診療実績と、近隣に競合病院があるかどうかという点に基づいてなされました。

今回の再編・統合には病床数を減らすといった対応も含まれており、強制はし

ないということではありますが、単純な数値的データで機械的に病院を評価し、再編を促す考え方には同調できません。

これまで、公立病院は民間医療の行き届かないへき地、過疎地に安定的に医療を提供するとともに、利益率が低くとも、地域住民に不可欠な診療科を開設したりと、住民に安心感を与える医療機関として、その特性を生かし役割を果たしてきました。それらを見捨てる形で、地域住民の理解も得られていない現状で、唐突に再編・統合を発表したことは、はなはだ遺憾であります。

人口減少や高齢化が進む中、医療費がかさむ急性期病床を減らし、リハビリ向けの病床を増やしたり、在宅医療を普及させ、全国の病床数を削減するなどとする、厚生労働省の将来設計を踏まえ、都道府県は必要な医療体制を地域医療構想として策定し、医療体制の再編を協議してきましたが、公立病院の急性期病床の削減が進んでいないのは事実であります。加えて、深刻な医師不足や人口減少に直面し、赤字経営に苦しむ公立病院も少なくないのも事実であります。そのような状況においても、地域医療の再編にはやはり民間病院も含めた総合的な検討、住民との合意形成が不可欠であります。

今回の国の発表に強制力はないものの、対象病院については来年9月までに具体的結論を示すように要請しております。当町の富来病院もリストに含まれておりますが、町長は当該病院の再編に否定的であると、先の提案理由でも述べられておりました。医師確保のために小泉町長自らが大学病院を奔走し、時には指定管理さえも模索しながら維持継続を図ってきた中、地域包括ケアシステムの構造等により、業績も回復基調にあります。地域に不可欠な富来病院の存続について町長のお考えをお聞かせください。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

南正紀議員の公立病院再編についてのご質問にお答えいたします。

今回、厚生労働省において、全国の公立・公的病院のうち、診療実績が乏しいなどと判断された424の病院名が公表され、石川県内では、富来病院を含む7病院が対象となりました。

その背景には、高齢化などに伴い、年々増加している医療費を抑制する狙いがあり、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、医療や介護サービスの需要の急

増が予想され、その対策として、過剰とされる病床数を減らし、入院医療を効率化することで、増え続ける医療費に歯止めをかけようとするものであります。

今回の公表では、再編・統合という言葉が、独り歩きした感がありますが、国では、再編・統合とは、病院の再編・統合だけを意味するものではなく、ダウンサイジングを含めた病床数の適正化や病床機能の転換を含む言葉とし、2025年を見据え、その地域に見合った医療機能別病床数の見直しの検討を必要としております。

また、今回、厚生労働省が、具体的な対応方針の再検証が必要な病院として公表した要因は、2つあります。

1つは、診療実績が特に少ない病院、2つ目が、構想区域内に一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、互いの所在地が近接している病院であります。

この2つの要因のうち、富来病院は、診療実績が特に少ない病院として対象になりました。

しかし、その診療実績は、がん、脳卒中、救急医療など、特定の9項目の診療実績を基に調査・公表されたもので、本来そのような医療こそが、中核病院と連携・協力体制のもと提供されるべきものであり、富来病院としても、専門的治療や高度医療については、今後も、地域医療圏の中核病院と連携をし、対応していきたいと考えております。

また、今回の公表後の国の説明会においても、全国各地の公立病院で、病床機能を、その地域に見合ったものに見直し、検討してもらうための公表であり、医療機関に何か強制するものではない。また、公表要因となった診療項目の対応を、今後の病院経営体制の中で求めているものではない。との説明も行っております。

富来病院における経営改革の取り組み及びその改善状況については、本年9月の定例会でもご説明させていただきましたが、平成30年度には、一般病床60床のうち、25床を地域包括ケア病床に転換し、また、公立病院としては、いち早く医療と介護サービスを一体的に提供できる介護医療院34床を開設するなど、地域の実情に見合った病床機能に転換したところであります。

この取り組みにより、病床稼働率も大きく改善され、経常収支においても、富来病院開設以来、初めて黒字化となる見込みであります。

以上のことから、富来病院としては、厚生労働省が求める見直し改革は既に行っており、今後行われる予定の石川県地域医療構想調整会議においては、再検証の必要性はないものと判断していることを説明し、対処していきたいと考えております。

また、今後の存続策についてであります。将来の人口構成の変化や、それに伴う医療需要も踏まえた上で、地域の実情や患者のニーズに応じた改革を積極的に推進していく考えでありますので、富来病院の統合・再編については、今のところ考えておりません。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

今ほどの町長の答弁をお聞きしまして非常に安心をした訳であります。ニュースや新聞等の報道のインパクトが大変大きく、町民の皆様の中には本当に無くなってしまうのではないかと心配抱えた方が多数いらっしゃると思います。その辺につきましては、今後周到に周知して安心感を与えていただきたいと思います。お願い申し上げます。ありがとうございます。

寺井強議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 議長。

日本共産党の中谷松助です。

私は、第4回定例会に際しまして、4点について質問させていただきます。

まず初めに、再編統合対象424病院公表問題についてであります。

厚労省は9月26日、地域の医療、救急部門等を担い地域包括ケア病床、介護医療院の開設など住民生活を守るための役割や経営改革、医師等、スタッフの確保に日々取り組み、さし迫った課題としても、人工透析治療の確保などがある町立富来病院を含む全国424の公立、公的病院を名指しで地方創世に逆行して、再検証要請対象医療機関として位置付け、再編統合について特に議論が必要としました。

これに対し、今、対象機関各地で患者さんやスタッフはもとより、地域住民から地方には、人は住むなというのか。という不安といかりの声広がっています。もう既に、いわゆる風評被害の影響が出ている実態が明らかになり、一部

では医療従事者の引き抜きが水面下で起きているとのことであります。

そのような中、小泉町長は、10月31日の町立富来病院改革検討委員会や今月3日の本定例会初日挨拶において、厚労省から富来病院が再編や統合の議論が必要と指摘されたことについて、患者さんや町民の皆様には大きな不安を与えることとなり、大変遺憾に思っており、今後も実情にあった改革を進め良質な医療、療養環境を提供していく方針であり、再編統合は考えておりませんので、ご安心いただきたいとの心強い表明がありましたが、改めて今議会において、厚労省のあまりにも乱暴な病院再編、統合、病院名公表に対して強く抗議し、白紙撤回を求め、再編統合は行わず富来病院を地域医療確保の要として、今後も維持充実に努めるとの弁明を求めるものであります。

2点目は、子どものインフルエンザ予防接種券の送付についてであります。

今、全国的にインフルエンザが例年より早く流行し始めているということであり、石川県でもこの4日、インフルエンザ注意報を調査を始めた1,999年以降、最も早い発令をしました。特に能登地方に感染が広がっているとのことであります。この感染症はやはり、多くの人が一か所に集まるところでリスクが高まります。学校など、多くの子ども達が集まるところでは、気をもんでいるところでもあります。

そこで、毎年、子どもへのインフルエンザ予防接種を任意で受けやすくなるよう本町では助成をおこなっているところではありますが、ただ、子どもの場合、高齢者と違い、保健福祉センターか富来支所へ出向き申請して接種券をもらい、そして医療機関へ予約をして、接種に行くということで共働きのご家庭などは、2度会社などを休むなどして、時間を確保しなければなりません。お隣の中能登町のように、少しでも多くの子ども達が予防接種を受けやすくなるように、本町の高齢者へのように初めから接種券を送付して保護者の利便性を図り、スピーディなインフルエンザ予防ができるよう改善を求めるものであります。

3点目は、子どもの医療費病院窓口無料化についてであります。本町の子育て支援策では、保育所は県下でもトップクラスの安さであり、今年10月からの3歳以上の幼児教育保育料無償化の一方、保育料に含まれていた副食費、いわゆるおかず代が実費徴収となるところ、本町では全額補助を行う自治体にいち早

く加わり、保護者の負担をなくしています。

そして、子どもの医療費は、償還払いながらも早くから18歳まで無料化をしています。ところが、この間、子どもの医療費は県下はもとより、全国的にも多少の条件の違いはありますが、ほとんどの自治体は病院の窓口で無料が定着し、保護者のみなさんの利便性を図っています。ですから当然本町の保護者のみなさんは、そのことをよく知っておられ、引き続き強い要望が寄せられています。

子育て支援策はもとより、若者定住促進、少子高齢化対策の決定版、子どもの医療費病院窓口無料化を一刻も早く実施されますよう求めるものであります。

最後に原子力防災訓練についてであります。

アメリカ、ニューヨーク州ショーラム原発は、1,984年に完成したものの、事故時の避難計画に実行性がないとして、州知事がこれを承認せず、営業運転を行うことなく、1989年に廃炉が決まりました。

一方、2013年に策定されたわが国の新規性基準には、原子力防災は審査対象に含まれておらず、実効性のある原子力防災対策がないまま、原発の運転が可能になっています。そもそも国は原発を稼働させたいというのであれば、原子力防災計画を新規性基準の審査対象に組み込んで、その実効性を真摯に検証し屋内退避施設も含めて放射線防護と住民の安全、財産の維持に必要な対策を打ち尽くさなければならず、それができないのであれば原発の稼働はやめるべきであります。

そんな中、私は11月4日の本町で、震度6強の地震が発生し、志賀原発2号機の外部電源が喪失し、放射性物質が南東方向に拡散したとの想定で行われました。石川県原子力防災訓練を専門家の方と視察をして参りました。

その結果、住民の退避時訓練検査の簡易除染台で放射性物質の汚染を拡大させないためにひかれるポリエチレンろ紙が、表、裏逆さまにしてひかれていたこと。ジーエム・サーベメータ、いわゆる放射線測定器の操作方が、基本を大きく逸脱していることなど、放射性物質による汚染対策の基本が全く理解されていない対応が、漫然と続けられていることをまのあたりにしてきました。

そこで、立地自治体としてもしっかりチェックして、実効性ある原子力防災計画と訓練を積み重ねさせることが必要だと思います。そのためにも第一種放射線取り扱い初任者の資格を持った専門家の方を招き助言体制を取って、避難訓

練される住民の皆様にも理解と納得のいく訓練になるようしっかりチェックをする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上が私の4点についての質問になります。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

中谷議員の再編・統合対象424病院の公表問題についてのご質問にお答えいたします。

本件につきましては、先程の南議員のご質問に答弁させていただいたとおりであり、今回の厚生労働省の唐突な公表に対しては、大変遺憾に思っているところでもあります。

それぞれの地域において、必要な機能や地域との関わり方を見つめ直すためのきっかけとなったとは言え、地域住民に大きな不安を招いたことは、紛れもない事実であります。

議員ご質問の、国に対する抗議・撤回を求めることについては、既に、全国知事会において、住民の不安を招きかねない。地域の個別事情を無視しており、公平とは言えない。と強く批判されているところでもあります。

町としては、今後、県主催の県地域医療構想調整会議を通して、富来病院については、既に病床機能の転換などの改革に取り組み、経営改善に繋がっていることを強く主張していきたいと考えております。

また、富来病院については、議会初日の提案理由でも申し上げましたとおり、再編・統合については今のところ考えておりませんので、安心していただきたいと思っております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、担当課長からそれぞれ答弁させますので、宜しく申し上げます。

寺井強議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

中谷議員の子どもの医療費病院窓口無料化についてのご質問にお答えいたします。

このことについては、これまでも、費用の問題に加えて、保護者の皆様にも

医療に掛かったコストを知っていただくことが重要であると考えていること、また、限られた財源の中で、優先度の高いものから実施していくべきであると考えている旨、お答えしてきたところであります。

また、窓口無料化を実施するよりも、実施した場合に増額となる費用相当分を、別の子育て支援事業に充当していきたいとも答弁してきたところであります。

先程の中谷議員の質問の中で、ほとんどの自治体で窓口無料化が定着しているのご発言がありましたが、県内の市町の中には、現物給付方式を採用していても、通院の場合、1医療機関あたり1日500円、入院の場合、一月千円といった自己負担を徴収している市町がいくつかあり、窓口無料化とはなっていないところがあります。

また、対象年齢を中学3年生までとしているところもあります。

一方、本町の場合は申請が必要ですが、18歳まで子どもの医療費は、自己負担がなく、全額無料であります。

さらに、昨年4月からは、進学のために町外へ転出した児童・生徒を、志賀町に住所を有する保護者が扶養し、その児童・生徒が転出先の自治体で助成を受けられない場合は、志賀町の助成が受けられるよう、対象に加えたところでもあります。

また、議員ご指摘のとおり、本町の保育料の安さは、県内でもトップクラスであります。

加えて、幼児教育・保育の無償化後も保護者の負担となる、おかずとおやつ代の副食費について、町独自の施策として無償化しましたのも、こうした子育て支援事業に充当していきたいという方針に基づくものであります。

町としましては、今後も、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、限られた財源の中で、こうした有効な施策を実施していきたいと考えておりますので、窓口無料化は考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 高野健康福祉課長。

高野正健康福祉課長 はい、議長。

中谷議員の子どものインフルエンザ予防接種券の送付についてのご質問にお

答えいたします。

本町では、子どもインフルエンザ予防接種を希望される方に対し、経済的な負担の軽減を図る目的で、接種費用の一部を助成しているところであります。

平成30年度実績では、1歳児から高校3年生相当の方の対象者3千845人のうち、接種者は2千87人であり、接種率は、54.3パーセントであります。

65歳以上のインフルエンザ予防接種は、予防接種法に基づくものであり、現在、本町では、接種券を事前に対象者全員に郵送しております。

子どもインフルエンザ予防接種も高齢者のように事前に接種券を送付すればどうかというご質問ですが、子どものインフルエンザ予防接種については、保護者の判断で行う任意のものであり、町では、保健福祉センターと富来支所の2か所で申請を受付しており、対象者には送付しておりません。

それは、窓口交付により、母子手帳で予防接種歴や未接種の状況等の確認や助言を、面談で保護者に行う貴重な機会と捉えているからであり、今後も面談を通し、適切なアドバイスをしていきたいと考えております。

このことから、接種券の郵送は考えておりませんので、今後も助成を希望される方は、窓口で申請していただきたいと思っております。

接種券は、その場で即時交付しており、当日接種も可能ですので、ご理解をお願いいたします。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の原子力防災訓練についてのご質問にお答えいたします。

石川県原子力防災訓練は、国の原子力災害対策指針や石川県等の地域防災計画に基づき、原子力災害時における住民避難行動等の応急対策に万全を期すため、毎年実施しているものであります。

今回の訓練で課題のあった点については、順次見直しを行い、次回以降の訓練に反映させていくことで、より実効性のあるものとなるよう、また、訓練においても、原子力に関する専門的な知識は重要となることから、有資格者などの専門家に助言をいただけないか、今後、県と協議していきたいと考えております。

今後とも、訓練を重ねる中で、マニュアルの再確認や職員の技能の向上はもちろんのことではありますが、多くの住民が繰り返し訓練に参加していただき、避難手順や避難経路などの再確認をしてもらうことで、防災意識の向上に繋がっていきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

それでは3点につきまして再質問をさせていただきます。

まず、424病院公表問題についてであります。安倍政権は削減先にありきの公表だと思えます。ですからあきらめていません。撤回はしていません。

従って、県町長会や全国町村会等へも発信して連携をすることが必要かと思えますので、はっきりNOと伝えるべきと思えます。また、富来病院へ就労を希望されている若い方々に対しても、常に安心を発信していただきたいと思えます。

2つ目は子どものインフルエンザ予防接種券の送付についてであります。

母子手帳を見て、定期予防接種等の漏れがないかということも主体ということでありましたが、そういうものはバックデータで分かるはずだと思えますので、それこそ、それも含めて、送付、通知するべきと思えますがいかがでしょうか。

3点目は、子ども医療費病院窓口無料化についてであります。

財源問題を言われますけども、他の市町はそれをちゃんとクリアしてやっています。ここにこそ税金を使うべきと思えます。

そして、優先順位を言われますけども、子ども達や孫達の健康は2の次3の次とおっしゃるわけでしょうか。これこそ一番大事なことだと思えますが。いかがでしょうか。以上、3点について再質問させていただきます。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えしたいと思います。

病院の統合、再編となった病院の公表問題についてのご質問でありますけども、先ほども申し上げましたとおり、富来病院については、再編、統合については考えておりませんので、安心していただきたいと思えます。

続いて、インフルエンザの予防接種券の送付についてでありますけれども、先

ほどもこのことについて言いましたけれども、担当課長から説明がありましたけれども、窓口交付によって母子手帳で予防接種歴や未接種の状況等の確認や助言を面談等に応じて保護者に行う貴重な機会ととらえておりますので、今後でもですね面談を通して適切なアドバイスを通していきたくと考えております。また、このことについてはですね面談することによって先ほど福田議員の答弁の中でも言いましたけれども、1歳未満児については、小さい子どもについては、法に基づく定期接種が13回もあり、接種機会に注意が必要なこと、あるいは、アレルギー症状等のこともありますので、やはりこのような機会を通じて、保護者と面談することが必要と考えておりますので、今のところ送付については考えておりません。

そして、もう一つが医療費の窓口無料化についてでありますけれども、このことも課長が答弁した通りであります。子育て世帯に経済的負担を軽減するために、限られた財源の中で、色々な施策を通していくためにも窓口無料をすることによって、無駄な財源が必要となりますので、今のところ考えておりませんので、窓口無料化はしませんので、よろしく願いいたします。

寺井強議長 中谷松助君。

中谷松助議員 議長。

引き続き発信、実施、実現を求めて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

寺井強議長 7番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい、議長。

お昼をまたいで質問することになりますので、引き続きよろしく願いいたします。

私の方から3点質問いたしますけれども、そのうち2点は先に登壇された方が質問していますので、答弁にいきましては配慮されて結構ですので、冒頭申し上げておきます。

それでは、まず第1点目です。教員の働き方改革法案が今国会で成立しましたが、この改正案で労働時間の削減についてつながると考えているのかを教育長にお聞きします。

今国会では教職員給与特別措置法を改正する案が審議されました。成立しましたので、2021年度から各自治体の判断で導入できるようです。この法律は分かり

やすく言いますと1年間の変形労働時間制導入が柱で、繁忙期の労働時間を延長し、夏休み等にまとめて休みを取れるという制度です。だが、学校現場も含めて、異論が多く出されています。

見せかけの労働時間外勤務が減るけれど、合法的な労働時間が増える。結果的には長労働時間となります。8月でも現実にはプールや部活で休めない。夏休みまで体がもたないこともありうるといった意見や現実が報告されています。

文科省も教員の業務についての見直しを進めているようですが、作業が難航しているようです。文科省の2016年調査でも小学校の3割、中学校の6割が過労死ラインを越える月80時間以上の残業をしていると言います。因みに1970年代は月平均8時間だったようです。

教育長も30年以上にわたり教員生活を送って来られたわけですから、残業時間が増え続けた現場にいたことになりまますので、長時間労働の現場を実感してきたと思います。何が問題だったかも実感していることと思います。

健全なる精神は健全なる身体に宿るという言葉もありますように、先生が健康でなければ、児童生徒に与える悪影響があるかと思えます。さらに、ブラック職場とみられ、教員の希望者が減っている現実から見ての教育長の見解をお聞かせ下さい。

最近のニュースですが、関東の一都六県で本年度当初、配置すべき教員が少なくとも500人は足りていなかった実態があります。産休や病休の教員に代わる非正規教員が足りないというのが直接的な原因でしたが、根本には教員の働き方がブラックだという問題があるとその記事では指摘されていました。

長時間労働がもとで、体調を崩す教員が後を絶たない現実が続くブラック職場の烙印が続くと優秀な人材が集まらなくなり、定員を満たさないということが県内でも将来的に起きてくることが予測されます。

長らく学校現場で実態を見てこられた教育長ですが、ブラック職場から脱出するためには、どこに改善と改革のポイントがあるのかは理解していると思いますが、その一端をお聞かせください。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

堂下議員の教員の働き方改革についてのご質問にお答えいたします。

去る12月4日、改正教職員給与特別措置法が国会で成立いたしました。

議員もご承知のとおり、本法律は、変形労働時間制を柱としており、導入することで、時間外勤務に一定の歯止めをかけることになると思われませんが、すぐに労働時間の削減につながるものではないと私は考えております。

また、学校現場では、これを導入できるだけの業務の削減や平準化が進んでいないのが現状でございます。今後は、本法律に対する国や県の動向をしっかりと注視していきたいと考えております。

次に、近年の学校現場における長時間労働の実態や教員志願者数の減少については、私自身も大変憂慮すべき状況であると考えております。

長時間労働の原因といたしましては、授業時数の増加や中学校における部活動など、様々な理由が考えられます。そして、このような状況が報道等で取り上げられたことから、学校がブラック職場と見られていると考えております。

本県では、このような状況を受けまして、平成29年度に、教職員の多忙化改善に向けた取り組み方針を定め、各市町、各学校で様々な取組を進めてきたところであり、本町におきましても、時間外勤務時間の減少や過労死ラインを超える教職員数の減少など、一定の成果が現れてきております。

今後は、教員の働き方改革をさらに進めるためにも引き続き、業務の削減や平準化等に取り組むとともに、スクールサポート、スタッフや部活動指導員など外部人材の活用を推進してまいりたいと考えております。

また、抜本的な改革につながる教職員定数の改善についても、引き続き、県・国に要望していきたいといふふうに考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁と致します。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい、議長。

今ほどは答弁いただいたわけですが、いわゆる業務の改善におきましては、例えば、答弁にもありましたけれども、スクールサポートスタッフや、部活動の指導員等外部人材の活用とありますけれども、地域によってはなかなかこの手当は難しいという話もありますけれども、当町におきましては、その見込みはあるのでしょうか。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

堂下議員の再質問にお答えいたします。

県の事業といたしまして、スクールサポートスタッフ、部活動指導員の補助事業がございます。その件につきましては、現時点では、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっております。そのような予算事情でございますので、この後、県の支持に従いまして、できる限りの予算について検討していきたいと考えております。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 議長。

しつこいようですけども、予算につきましてはよく分かりますけども、いわゆる人材につきまして手当ができる見込があるかということです。これがないことには、結局予算がついたとしても、これに替わる仕事ができる人がいないと予算が執行されないという状況になりますので、見込あるかどうかだけお聞きしたいと思います。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

引き続きこの事業は継続して参りますので、ただ今、町の方としましても対象教員と地域の実態と把握しておりますので、引き続き町の部活動の指導員等また増員に向けまして、スタッフの把握も引き続き行っていきたいというふうに思っております。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一君 議長。

それでは、引き続き増員を求めまして、2番目の質問に移っていききたいと思います。

今年の台風豪雨で被災地の経験から学んだことをお聞きます。

今年も相次ぐ台風で、九州北部、長野県、宮城県、福島県、千葉県などに甚大な被害をもたらしました。決壊した堤防も140か所、71河川と報告されています。農林水産被害額も全国38都府県で2千228億円と集計されています。今や異常気象ではなく気候変動に入っているので、今後も大型の台風は避けられないだろうと解説する人もいます。千葉県の八街市には私の学生時代の友人も住んでお

り、大きな農家ですが、家やハウスも含めてみんな風に持っていかれたということでした。被害もやはり甚大な額であったようです。

さて、多くの犠牲者も出した台風でしたが、今回の台風被害を見て、町としてもこれまでの災害対策で対応可能であったのかどうかを再検討したことと思います。この10年間ほどの災害の歴史とその経験からして、もはや想定外などという言葉は許されません。

水害は予測できる。だから備えもできるとその対策を取った元知事がいました。どんなことがあっても人命が失われることは避ける。また、生活再建が困難となる床上浸水を避ける。そのことを心がけて、その政策を実行したということです。その一つには、川の中に水を流すこと、山や水田などに水をためる。いわゆる治山治水です。川の中の堆積した土砂を取り除くこと、また、川に生えた草木を取り除くこと、これはタウンミーティングでも要望としてよく出されています。山の管理、あるいは休耕田の管理をきちんとしていくことが大きな災害を防ぐことにもつながるということです。まず、河川の氾濫がないように町としての対応は万全といえるのかをお聞きします。

1日に1か月分の雨量が記録される豪雨が当たり前となって来ていますが、このような雨量も勘案して対応しているのでしょうかお聞きします。

また、先ごろタウンミーティングがあり、台風や集中豪雨時における避難行動について、町の災害対応業務を中心に開催されました。自助、共助、公助の話もありましたが、参加された皆さんの帰り際の感想は、自分達でやれと言うことか、町は何をするんだといった声が聞こえてきました。多くの皆さんが、不満を持って帰ったと思います。自助、共助、公助の3つがうまくかみ合わないと言った災害対策は十分機能しないと思います。参加された町民の皆さんの理解を得られたとお考えでしょうか。併せてお聞きします。

また、以前に私は避難所のスフィア基準について質問していますが、どの程度整備されてきているのかも併せてお聞きします。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 はい、議長。

堂下議員の当町における災害対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、河川の氾濫等の防止の状況についてであります。本町には、県が管理

する二級河川水系で13河川、84.96キロメートル、町が管理する準用河川が70河川で、96.8キロメートルあり、これら全ての河川において、堤防の嵩上げや拡幅など、想定を超える雨量に対応した河川改修には、膨大な費用と時間を要するため、抜本的な治水対策には、行き届かないのが現状であります。

このため、県では、生活の安全・安心の確保に向け、国の3か年緊急対策も活用した治水対策に取り組んでいるところであります。

具体的には、ハード事業では、堆積土砂の除去や堤防の上部を舗装し、補強する対策を進めているほか、ソフト事業では、水位計を増設し、きめ細かい水位情報を発信し、迅速な避難行動の支援を強化しているほか、町においても、洪水ハザードマップの更新に向け、作業を進めているところであります。

今後とも、抜本的な治水対策が必要不可欠であることから、引き続き、関係各位にご協力を頂き、県に対し、早急に河川改修を進めるよう、強く要望していきたいと考えております。

次に、先月20日及び28日に実施したタウンミーティングについてであります。

今回のタウンミーティングでは、町から、防災情報の発信や、自助、共助、公助の必要性をはじめ、町が設置する避難所や、地域で運営する地区避難所の開設などについて、説明させていただきました。

特に、住民に対し、災害の恐れがある場合は、自分の命は自分で守る自助、次に、近くの人や地域が支えあう共助、そして、行政や消防・防災機関による公助の連携が、災害による被害を少なくするためには重要であることを、参加された区長、公民館長等、各種団体の代表者に、説明をさせていただいたところであります。

なお、今回は、災害時の避難行動等をテーマとした初めての開催でありましたので、先の林議員のご質問で答弁したとおり、一度の説明で、すべて理解を得ることは難しいものと考えておりますが、災害時における住民や地域の取組について、それぞれが考えて行動する第一歩となったのではないかと思います。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、避難所におけるスフィア基準に関する質問については、担当課長から答弁させますので、宜しく願いいたします。

寺井強議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 はい、議長。

堂下議員の当町における災害対策についてのご質問の避難所におけるスフィア基準について、お答えいたします。

平成30年第2回定例会においても、堂下議員からご質問いただきましたスフィア基準は、紛争や災害の被害者が尊厳ある生活を送ることを目的に定められたものであり、災害時における避難所の質の向上を考えると、参考にすべき国際基準とされています。

本町において、この基準に照らし単純に比較することは難しいものがありますが、災害時用の備蓄物資につきましては、飲料水、食料とも備蓄数量を増やしているほか、新たに、給水車を配備し、断水時に対応できる体制を整えており、今後とも備蓄物資の拡充、充実に努めていきたいと考えております。

避難所の面積としては、1人あたり3平方メートル確保できるよう想定しており、避難所となる西山台志賀消防署横の地域交流センターでは、最大で約200人、富来活性化センターでは、約350人の収容が可能であります。

また、避難時にプライバシーを確保するための、室内用の間仕切りテントも順次備蓄しており、今後も拡充する計画としています。

空調設備やトイレについては、避難所である地域交流センターや富来活性化センターのほか、大規模災害時において開設を予定している放射線防護施設において、エアコンが整備されており、また、男女別のトイレ及び多目的トイレを備えております。

また、防災資機材として、簡易トイレ及び仮設トイレを備蓄しているほか、災害時応援協定を締結しているレンタル業者からの提供も想定しております。

今後とも、内閣府が示しているガイドラインやスフィア基準等も考慮し、少しでも避難者の心身への負担が軽減されるよう、避難所の質の向上に努めていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい、議長。

今ほど答弁ありましたけども、いわゆる避難所におきましてはプライバシーの確保とトイレの問題が多分一番大きな問題になってくるかと思えます。

これにつきましては、新聞の報道にもありましたけれども、イタリアの設備みたいなものはとても無理だとしても、それに準じたようなものがおそらく段々イメージとして皆さんの中にできてくるかと思います。間仕切りとトイレにつきましては、きちっと対応していくことが、ますます求められてくるかと思っています。

それと、町長の答弁にもありましたが、いわゆる、自助・共助・公助ですね。これはきちんと三者がうまく絡み合わない、お互いに責任のなすりつけ合いにつながることもあるかと思うので、繰り返し、繰り返し丁寧な災害に対する説明会、あるいは、また、訓練含めたことも併せお願いしたいと思っています。

続きまして、3番目の病院の問題についてでありますけれども、これも先ほど何人かが質問されてますので、繰り返しになる部分もありますけれどもお願いします。

病院再編の問題についてであります。厚生労働省が9月26日に、再編や統合の議論が必要として、病床削減を目的に再編すべき病院名を地域の頭越しに公表しました。地域事情を無視した要請に対し、名指しされた全国の424の病院から猛烈な批判や抗議行動が起きました。全国知事会などの地方団体が強く反発しました。もし地域からこうした医療機関がなくなってしまうたら、命や健康は誰が守るのでしょうか。国としても424をあぶりだした説明責任を果たしていただきたいというふうに思いますと平井鳥取県知事も述べています。

また、厚労省との意見交換会で名前が上がったことで、将来性がないとされた病院では、すでに看護師の引き抜きが始まっている。住民が不安を覚え、職員が説明に追われている状況だ。今後の職員採用もどうなるのか、不安なことばかりといった意見も出ていると報告されています。

地域医療が徐々に崩壊している昨今、今回の再編リストは地域医療の崩壊を加速させる起爆剤となる危険性があり、地域の健康を守る医療機関がなくなることもあり得る。医療機関の必要性和経済性について、住民も含めて、きちんと論議すべきだと指摘する有識者もいます。

町民の皆さんからもこれからますます年を取っていくのに、富来病院がなくなったらどこへ行けばよいのかといった不安の声を多く私も耳にしました。

町長は先の富来病院改革検討委員会で、或いはまた、今議会定例会の提案理由説明でも、再編、統合はしないと強調しています。力強いかぎりではありますが、

10月28日に開催された経済財政諮問会議で議長である安倍首相は、病院の再編統合強硬の姿勢を改めて示したとのが報告されています。

全国の病床数を官民合わせて約13万床削減する地域医療構想について実現は不可欠だと強調したといます。

公表された424病院のリストについては、加藤厚労大臣でさえも必ずしも実情に沿っていないと認めています。

富来病院を含めた病院再編の問題は、今後も様々な局面を迎えることは大いに予測できますので、さらなる改革と改善が求められると思います。また、地域医療を守るためには今後地方6団体などと協力しながら力強い抗議行動もしていくことが求められると思います。

地域の病院を守り育てていくのは富来地域住民の協力なくしてはあり得ません。人口減少が避けがたい現実としてある中で、富来病院が現在の体制で未来永劫続くとは私も思いません。町民は勿論のこと距離的に近い隣市町村の住民の皆さんの命と健康を預かる大きな使命が富来病院にはありますので、町長の病院運営に対する思いをお聞きしたいと思います。

寺井強議長 川畑富来病院事務長。

川畑智富来病院事務長 議長。

堂下議員の病院再編問題についてのご質問にお答えいたします。

今回、厚生労働省が、再編・統合等の再検証が必要と公表に至った経緯や詳細な内容については、町長の提案理由及び先の答弁で説明したとおりであります。

今回の公表後に、厚生労働省が、自治体及び病院関係者を集め、意見交換会を開催し、その席上では、唐突で、乱暴なやり方であったことを認め、お詫びする。各地で議論をしてもらうための材料であり、医療機関に何かを強制するものではないと謝罪・釈明がりましたが、公表された以上は、後戻りはできませんので、富来病院としては、前向きに捉え、さらなる改革を推進していきたいと考えております。

今後の病院運営に対するご質問についてであります。富来病院としては、人口減少は、急速に進行していきませんが、人口構成別の推計では、70歳以上の高齢人口が、ここ十数年間は、横ばい傾向に推移することが見込まれていることから、今後の外来患者数は、減少傾向に転じますが、入院・入所患者数は、昨年度行っ

た病床機能改革により、現在の状況は暫く続くものと見込んでおります。

しかしながら、将来的には、厳しい状況になるものと思っております。

持続可能で安心できる地域医療・介護体制の構築には、地域の実情や患者のニーズに、素早く対応する経営改革が求められているものと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、堂下議員の質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 堂下議員。

堂下健一議員 はい、議長。

それでは、最後に1点だけ再質問して終わりたいと思います。

先ほど10月28日に開催された経済財政諮問会議のいきさつを少し話しましたが、この会議におきましては、やはり何としても削減するんだというのがどうも本音らしいという感じがします。

そこで、やはりこうして地域の医療をみなさんの健康を守っていくには地域の病院が中核になりますので、そういった中でこうしてでも頑張っていくという町長の決意がありましたら、お聞かせ願いたいです。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

堂下議員の再質問にお答えいたします。

今ほどの質問でありますけども、国の方では削減をするという意思が明確になっているということでもありますけども、町民の安全、安心を守ることが私の使命であると思っておりますので、病床機能の改革等行っていきながら病院を存続させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 以上を持ちまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

寺井強議長 4番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい、議長。

4番稲岡です。

正午を大きく割り込んだ今回の一般質問でございますが、それほど質問者が多く、また多くの議論がなされたということで議会改革活性化委員としては、

大変喜ばしい状況かなと思っております。

今後もこのように昼を大きくまたぐような質問者が出てくることを祈念しつつ質問に移りたいと思います。

1つ目は、がん検診についてお聞きしたいと思います。

先ほどからやり玉に挙げられている厚生労働省ですが、厚生労働省の資料によると、平成28年に実施された国民生活基礎調査では、日本のがん検診受診率は、男性においては胃癌、肺癌、大腸がん検診の受診率は4から5割程度であり、女性においては乳がん、子宮頸がん検診を含めた5つのがん検診の受診率は、3から4割代となっており、特に子宮頸がん、乳がんについては、検診受診率が低い状況にあります。

諸外国では、乳がん検診、子宮頸がん検診は、国策として対策型検診が行われており、高い受診率を維持しております。

一方アメリカでは、任意型検診が主体ですが、子宮頸がん検診、乳がん検診ともに高い受診率を期しています。

O E C D諸国の中で、日本の受診率は40パーセント代と極めて低いのが現状です。

ここで質問いたします。本町の近年のがん検診の受診率はどうでしょうか。また、現状の低い受診率をどのように考えていますか。受診率を向上させるため、本町がこれまでどのようにして取り組んできたのかも併せてお伺いします。

続いて国の指針に基づかない検診についてお聞きします。

ある報道によれば、死亡率を下げるメリットが証明されていない方法を実施している市町村が9割近くにのぼるとありました。死亡率の提言効果が不明確として、国が推奨していない検診は、検診自体に大きな危険があるわけではありませんが、放置しても命とりにならないがんを発見、治療することになる過剰診断や精密検査に伴う合併症などの不利益を被ることもあるようです。

このため、厚生労働省は死亡率を下げるという利益が不利益を上回る検診のみを推奨しております。例を挙げると前立腺がんのP S A検査などは、全国の市区町村のうち実に80パーセント以上の自治体を実施していますが、国立がん研究センターでは、効果を判断する証拠が、現状では不十分とし日本泌尿器科学会では、死亡率は低下するとして見解が分かれているとしています。

これらの検診は住民からの要望があったとして、導入されたケースがありますが、見直しに動いている自治体もあります。本町の国の指針に基づかない検診の実施状況はどうなっているのかをお聞きします。

続いて、がん検診の今後の方針についてお聞きします。

海外では医学的根拠に乏しいとされる検診項目やそれらの集団検診を廃止する流れにあります。北欧や英国では、根拠ある検査の受診率の向上に注力し、子宮頸がんや乳がんの死亡率引き下げに成功しております。過剰診療や過剰治療を防ぎ医療費を抑制するためにも根拠ある検査に財源を配分し、また、それらの受診率の向上を目指すべきだと考えますが、今後の方針をお聞かせください。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 はい、議長。

稲岡議員のがん検診についてのご質問にお答えいたします。

本町の平成30年度のがん検診の受診率は、部位により15.9パーセントから22.7パーセントとなっており、県平均より上回っておりますが、年々受診率は減少傾向にあります。

減少の原因としては、高齢化による受診の減少と、若い世代の無関心などが考えられます。

町では、深夜・休日検診の実施をはじめ、特定健康診査との同時実施や、医療機関での個別検診を実施するなど、受診率の向上に努めているところであります。

また、住民の広報については、個別通知による案内、防災行政無線、広報しらか、ホームページ、タウンメール、しかチャンネルの文字放送等で周知しております。

さらに、女性がん検診については、特定年齢の方への子宮頸がん検診と、乳がん検診に対し、無料クーポン券を交付しております。

本町のがん検診は、国が科学的根拠があるとして推奨する肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんのほか、町独自の検診として、前立腺がんを実施しております。

前立腺がん検診は、国が科学的根拠に基づいて推奨している検診ではありま

せんが、厚生労働省が発表した平成28年度に診断された前立腺がんの罹患者数は、全国で9万人を数え、男性の第2位となっていることから、県内18市町でも実施をしております。

本町においては、過去9年間の検診で、受診者が690人のうち、要精密検査者は29人で、そのうち4人に前立腺がんが発見され、早期治療に繋がっていることから、前立腺がん検診は重要であると考えており、今後も継続をしていきます。

そのほか、乳がん検診、子宮頸がん検診については、国は、2年に1度という指針を示しておりますが、乳がんや子宮頸がんは進行が早いため、2年に1度ではなく、毎年受けることで効果を上げております。

今後も病気の早期発見・早期治療を目的とし、町民の健康の維持を図るとともに、医療費の抑制につなげるため、引き続き、集団検診を実施し、受診率の向上に努めていきます。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

まさに、今ほど前立腺がんのお話がありまして今後も継続していくということでしたが、早期に発見された方が多くおいでということですが、前立腺がんに関しては、早期発見のものを放置しても大丈夫な場合が多いというふうに聞いておりますし、また、他の検診項目に対してもそれが過剰診療・過剰医療につながっているという指摘がございますので、どうか現状の方をもう一度よく検証していただいて、見直し等の検討も進めていただきたいと思っております。

また、受診率向上についてですが、本町と姉妹提携都市となっております高浜町の方では、まさにがん検診の受診率向上を成功した事例として取り上げておりますので、どうかその辺も連携して情報共有等行い、受診率の向上に繋がっていきたいと思っております。

続いて、次の質問に移ります。

続いての質問は、行政におけるキャッシュレス決済について質問いたします。

近年、わが国でも日常的な生活や仕事をするなかで、現金を使う機会が減ってきております。高齢者や子どもも電子マネーを使いこなし、金融口座やクレジットカード等と連携させて利用している人も増えてきております。都市部では、様々な決済手段が導入され、現金を持ち歩かない人さえ現れています。

行政機関でもペイジーによるインターネット支払いや、クレジットカードでの支払いが可能なサービスを行う等、支払いが多様化を進めており、キャッシュレス化に取り組んでいます。本年、5月に成立交付された情報通信技術の活用による、行政手続き等にかかる関係者の利便性の向上並びに、行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等を一部改正する法律、いわゆるデジタル手続法で、印紙以外の支払い方法を認める等法的な環境整備が進んでいることや、指定金融機関の収納手数料や、振り込み手数料の有償化等もあり、今後、キャッシュレスサービスの利活用が増えていくと考えられます。

更に本年10月の消費税率の引き上げに伴う還元措置に合わせ、民間におけるキャッシュレス化の動きが活発になっており、社会全体でキャッシュレス化が進む中で、行政機関での支払いも同様にキャッシュレス化に対応していく必要があると考えますが、今現在、本町でキャッシュレス決済が可能な行政サービスはどの程度あるかお聞きします。

続いて、今後の観光客やインバウンドの増加に伴い、キャッシュレス決済の需要は益々高くなっていきます。行政が旗振り役となり、キャッシュレス社会の実現に向けた取り組みをさらにさらに進めるべきであると考えますが、本町の今後の方針をお聞かせください。

寺井強議長 北会計課長。

北富美夫会計課長 はい、議長。

稲岡議員の行政におけるキャッシュレス決済についてのご質問にお答えいたします。

本町におけるキャッシュレス決済が可能な行政サービスについては、ふるさと納税や町立富来病院の医療費の支払いに、クレジットカードが利用できます。

さらに、昨年度からは、町税や上下水道料金、住宅使用料、介護保険料、後

期高齢者医療保険料、保育料についても、スマホ決済による収納が可能となっており、今後、コミュニティバスの利用料金についても、キャッシュレス決済の導入を検討していきます。

また、観光客やインバウンドに対するキャッシュレス化については、町内の主な観光施設や店舗では、早くからカード決済を取り入れ、最近では、スマホ決済アプリも導入する施設が増えております。

これは、行政が関わるまでもなく、商工会の指導や金融機関等の働き掛けが契機となり、導入に至っております。

今後も、各面でキャッシュレス化が進展していくものと考えられますので、町としても、関係機関等の動向に注視しながら、キャッシュレス決済が可能な行政サービスの拡大を検討していきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい、議長。

ご答弁ありがとうございます。コミュニティバスの利用料金等についてキャッシュレスの検討をしているとのことで、進展しているのだなあと感じます。ただ行政が、関わるまでもなくというスタンスではなくて、できれば行政が行政サービスこそまずキャッシュレス化していくことによって、民間の方に波及していくのではないかという質問でございます。

近々導入される予定であると聞いております、中国のデジタル人民元ですが、これは以前町長が私の質問でチンプンカンプンだとおっしゃられた、まさにブロックチェーンが機関技術となっておりますし、世界の方では、デジタル人民元によって、金融制度が大きく変わってしまうのではないかとされているほどICT、AI、ブロックチェーン等もそうですが、そういった技術は今後どんどん行政としても導入していくべきだと考えます。

町長のお考えをお聞かせください。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

稲岡議員の再質問にお答えいたします。

行政におけるキャッシュレス決済についてということでもありますけども、今

ほど担当課長から説明がありましたとおりであり、町においては、住民税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、住宅使用料などを説明させていただきました。そのほかにもですね、固定資産税や、軽自動車税、国民健康保険税など、町としては9つの物に対して、キャッシュレス決済が可能となっております。これは、県内でもトップであり、今後もですね、町としてもできる限りその方向で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

ご答弁ありがとうございます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

寺井強議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 議案第71号ないし第84号、及び第86号ないし第91号（委員会付託）

寺井強議長 次に、町長提出 議案第71号ないし第84号、及び第86号ないし第91号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

（ 休 会 ）

寺井強議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明11日から16日までの6日間は、休会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、明11日から16日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、12月17日、午後2時から会議を開きます。本日は、これにて散会します。

（午後0時48分 散会）